

「国営明石海峡公園運営維持管理業務民間競争入札実施要項(案)」に対する意見

NO	要項案における該当箇所	ご意見		回答(案)
			ご意見	
1	実施要項 p2 1.1.3入園料 p37 5.2.2総合評価の方法	平成24年度において社会実験による入園料の割引が実施されているが、その効果検証により有効と認められた場合には、社会実験を平成25年度以降も継続し、利用者満足度の向上や入場者数の確保のための提案として提出する場合にも評価対象として頂きたい。	社会実験による入園料の割引については、構造改革特別区域の第20次提案等に対する政府の対応方針に基づき実施しているものであって、事業者による当該公園の運営維持管理業務とは関係ありません。なお、入園料を増減させる提案については、実施要領5.2.2 総合評価の方法に記載されているとおり、評価対象とはなりません。	
2	実施要項 p2 1.1.3入園料	淡路地区と神戸地区が離れていることに対する利用者サービスの一環として、どちらかの地区で購入した入園券の半券を持参すれば一定期間内に限り他地区にも入園できる制度の導入など、利用者満足度の向上や入場者数の確保に資する提案を評価対象として頂きたい。	社会実験による入園料の割引については、構造改革特別区域の第20次提案等に対する政府の対応方針に基づき実施しているものであって、事業者による当該公園の運営維持管理業務とは関係ありません。なお、入園料を増減させる提案については、実施要領5.2.2 総合評価の方法に記載されているとおり、評価対象とはなりません。	
3	実施要項 p2 1.1.3入園料 p37 5.2.2総合評価の方法	入園料について、指定管理者制度では、指定管理者が料金を0.5~1.5の範囲で設定できる仕組みがあって、地域の特性やお客様のニーズに柔軟に応えることができます。国営公園でも今回の民間競争入札の導入を契機として、料金の増減に係る応募者の提案を評価していただきたい。	入園料金の金額設定については、公共施設として広く国民に等しく利用いただくため、公共サービスに対する負担の考え方及び公共施設としての公開制・公平性の立場を勘案し、都市公園法施行規則第11条第2項に基づき、国土交通大臣が適正に定めているところです。また、入園料を増減させる提案については、実施要領5.2.2 総合評価の方法に記載されているとおり、評価対象とはなりません。	
4	実施要項 p3 1.1.4施設目的	1)コンセプト 「森とのふれあいの空間」を「雑木林・棚田とのふれあいの空間」にしていただきたいと思います。	当コンセプトは明石海峡公園神戸地区全体のコンセプトであり、第一期開園区域のみを表現するものではないので、ご理解下さい。	
5	実施要項 p3 1.1.5施設目的	2)基本テーマ ①歴史・文化を含めたこの土地の里地里山の景観を、伝統的な具術に基づいた新たな技術を導入しながら再生し、継承する。上記のように加筆していただきたいと思います。	当該箇所は、神戸地区全体の基本テーマを提示したもので、新たな技術のみを導入するという趣旨ではありませんので、ご理解下さい。	
6	実施要項 p4 1.1.5対象業務の概要	独立採算で行う収益施設等運営業務の決算書類を提出するとありますが、これについては委託費と兼務する人件費等区分経理が必要な業務に対象を限るべきではないでしょうか。	収益施設等管理運営業務に関する決算書類の提出は、国の委託費を支出していないことを確認するとともに、収益施設の収支の情報を把握することにより土地使用料又は建物使用料を適正に算出するために必要なものです。 また、公園管理者である国が公園の利用状況を把握するため、月報により各収益施設の利用状況を提出・報告頂く必要があると考えております。 なお、決算書類の確認に際しては、国による過度な関与とならないよう留意しています。	
7	実施要項 p5 1.1.5対象業務の概要 p10 1.3.2個別業務の質の設定	「公園ボランティア活動の支援」、「公園ボランティアとの良好な連携」を「公園市民参画団体及びボランティア活動の支援」、「公園市民参画団体及びボランティアとの良好な連携」とし、市民参画団体の位置づけを明確にされたい。	「公園ボランティア活動の支援」における「公園ボランティア」には、公園市民参画団体も含まれているものと考えています。	

「国営明石海峡公園運営維持管理業務民間競争入札実施要項(案)」に対する意見

NO	ご意見		回答(案)
	要項案における該当箇所	ご意見	
8	実施要項 p5 1.1.5対象業務の概要	1)③植物管理業務 諸業務と並列に、「棚田管理」も列記すべきだと思います	棚田管理は個別仕様書(植物管理)第9章第45条において、「特殊管理」として位置づけているところです。
9	実施要項 p6 1.1.5対象業務の概要	・⑤収益施設等管理運営業務に関しては、①本業務全体のマネジメント及び企画立案業務との関係で【調整】となっていますが、②施設・設備維持管理業務等と同じように【統括】とすべきではないでしょうか。	収益施設等管理運営業務は、委託費を充当しない業務であることから【調整】としております。それ以外の施設・設備維持管理業務等は、委託費を充当する業務であることから、【統括】としております。
10	実施要項 p7 1.1.5対象業務の概要	平成23年度公募の口号国営公園民間競争入札実施要項までは、「業務全体の計画立案及びマネジメント業務」と「企画運営管理業務」は独立した業務項目となっていたが、要項では「本業務全体のマネジメント及び企画立案業務」としてひとつの業務にくられたが、マネジメントと具体的なイベント企画や広報とは基本的に異なる業務であり、その両方を代表企業及び総括責任者が担当しなくてはならないのは、代表企業及び総括責任者選定において大きな制約となる。 平成23年度公募の口号国営公園民間競争入札実施要項と同様に、「業務全体の計画立案及びマネジメント業務」と「企画運営管理業務」は分けるべきである。 さらに言えば、「企画業務」、「広報業務」、「ボランティア支援業務」、「運営管理業務」等に分けて業務項目を増やす一方で、業務責任者はいくつかの業務責任者を兼務できるようにして、応募者が共同体である場合には代表企業及び構成員の責任担当する業務の組合せに自由性を持たせるべきである。	従来は「本業務の計画立案及びマネジメント業務」と「企画運営管理業務」を分けた構成していましたが、利用者対応に係る業務の連携を重視し、かつ1名の責任者とすることで業務の効率化を図ることを目的として、「業務全体のマネジメント及び企画立案業務」として1つの業務に統合しました。 なお、統括責任者の業務の経験の幅を広げるため、統括責任者の類似業務の経験として、表8に記載されているとおり、「施設・設備維持管理業務」、「植物管理業務」、「収益施設等管理運営業務」のいずれかの業務で実績があれば、総括責任者になることが可能となるよう要件緩和をしているところですが、更に「マネジメント」及び「企画運営管理」の業務の実績も加えることとします。
11	実施要項 p7 1.2.1本業務全体のマネジメント及び企画立案業務 p23 3.3配置予定者の業務実績に関する	「総括責任者」はマネジメント業務に専念することとし、企画運営管理業務に係る業務責任者を別途配置した方が良いのではないでしょうか。	「本業務全体の計画立案及びマネジメント業務」と「企画管理運営業務」については、マネジメントと利用者サービスなど密接に関係する業務であり統合を図ることにより、責任の所在の明確化を図ることとしたものです。
12	実施要項 p8 1.2.4収益施設等管理運営業務	駐車場、売店等の収益施設の利用料金について、イベント時、無料開放日、オフシーズンなどの施設の利用状況に応じた柔軟な料金設定を受託者の裁量により可能とともに、近畿地方整備局との協議を年度一括で包括同意を頂くなど、手続きの簡素化をお願いしたい。	各施設の利用料金については、駐車場については近畿地方整備局長の指定する料金を上限とし、収益施設の継続的運営が可能な料金設定することが可能です。その他収益施設の利用料金等については、近畿地方整備局長と協議のうえ、周辺類似事例に基づき、収益施設全体の収支のバランスを鑑みながら、市場価格に準じて定めることができます。また、協議を一括で行うかどうかは、事業者の判断によるものと考えています。

「国営明石海峡公園運営維持管理業務民間競争入札実施要項(案)」に対する意見

NO	要項案における該当箇所	ご意見		回答(案)
			ご意見	
13	実施要項 p8 1.2.4収益施設等管理運営業務	収益施設等管理運営業務に際して、「収益施設の利用料金等については、近畿地方整備局と協議の上、周辺類似事例に基づき、収益施設全体の収支のバランスを鑑みながら、市場価格に準じて定める。」とされていますが、個々の事業について収支バランスをみたり、周辺類似事例や市場価格にとらわれる必要はないと考えます。		周辺類似事例や市場価格については、公共サービスとして、周辺地域への影響を考える必要があることから、一定の配慮は必要と考えています。
14	実施要項 p8 1.2.4収益施設等管理運営業務	既存収益施設に係る情報(使用できる什器・備品類、設備、現在の売上等)を可能な限り明示してください。		ご提案を踏まえ、既存収益施設に係る情報を可能な限り明示します。
15	実施要項 p9 1.3.1包括的な質の設定	神戸地区の年間及び四半期ごとの公園利用者数を明記する必要があると思います。また、その算出根拠も合わせて提示する必要があると思います。 神戸地区の満足度についても、同様に考えます。		神戸地区について目標値を明記いたします。
16	実施要項 p9 1.3.1包括的な質の設定	・多様な利用プログラムの「達成すべき質」は、単に「開催回数、延べ参加人数」の多少だけでなく、アンケート等による「満足度」のアウトカム指標を加えるべきではないでしょうか。		ご提案の内容は、利用プログラムによって内容や質が異なり、利用者の満足度を一律に評価できないことから、アウトカム指標として統一的に設定することは困難であると考えています。 なお、業務の実施状況を確認する上で包括的な質について客観的な評価を行う必要があることから、包括的かつ簡潔な内容であり、定量的に計測が可能で、比較対象となる過去の実績が記録されているものとして、開催回数、延べ人数を設定しております。
17	実施要項 p9 1.3.1包括的な質の設定 別紙p316,317	達成すべき包括的な質の指標の一つとして、四半期ごとの「公園利用者数」が定められていますが、これは年間利用者数だけで良いのではないでしょうか。 仮に四半期ごとの値を出すとしても、あくまで目標にとどめ、評価から除外すべきと考えます。		良好な自然的条件を有する土地が有効に利用されるように配慮し、多様なレクリエーションの需要に応ずることができるよう整備しているものです。特定の季節に偏らず、「四季」を通じた利用促進を行うためにも四半期ごとの公園利用者数を定めているものです。
18	実施要項 p9 1.3.1包括的な質の設定	達成すべき包括的な質の指標の一つとして、四半期毎の「利用者満足度」があつて、小数第1位まで定められています。これを算出するサンプル数は、実際には年間1,000件程度にもかかわらず、淡路地区の場合、第4四半期の設定は99.0%と非常に高い値となっていますので、もう少し柔軟に設定することはできないのでしょうか。		ご意見をふまえ、達成すべき質の基準となる利用満足度の過去の実績について、誤差の発生可能性を斟酌し、一の位が5%刻みとなるよう切り下げる値に修正します。
19	実施要項 p10 1.3.2個別業務の質の設定	(1)本業務全体の企画立案及びマネジメント業務の2)企画運営管理 「～公園ボランティアとの～」を、「～地元参画団体及び公園ボランティアとの良好な連携に向けて支援・調整～」のように加筆していただきたいと思います。		「公園ボランティア活動の支援」における「公園ボランティア」には、公園市民参画団体も含まれているものと考えています。

「国営明石海峡公園運営維持管理業務民間競争入札実施要項(案)」に対する意見

NO	要項案における該当箇所	ご意見	回 答(案)
			ご意見
20	実施要項 p10 1.3.1包括的な質の設定	・マスコミ報道件数のカウント対象として、ホームページ等インターネット記事掲載のものも含めるべきではないでしょうか。	ネット媒体での記事について、一つの記事がポータルサイトやブログ等のリンクを通じて多数のウェブサイトに掲載されることが多く公正な掲載実績の計測が困難であること等から、達成すべき質として設定することはできないと考えています。
21	実施要項 p13 1.3.5委託費の支払い方法	・委託費の支払いが、「実支出額」と「契約金額の支払限度額」の低い方、というのはおかしい。 ・価格を含めて評価しているので、入札で提示した額とすべき。	満足度を初めとする包括的な質を金額に換算することは困難であること、また、天候などにより変動する公園の利用者に応じて、事業者の判断により業務内容が変動する性格の業務であり、当初から業務内容を確定することが出来ないため、委託により実施することとしており、実支出額の精算による支払を行うこととしています。
22	実施要項 p13 1.3.5委託費の支払い方法	「各年度の落札後の精算は行わない。」とされたい。	満足度を初めとする包括的な質を金額に換算することは困難であること、また、天候などにより変動する公園の利用者に応じて、事業者の判断により業務内容が変動する性格の業務であり、当初から業務内容を確定することが出来ないため、委託により実施することとしており、実支出額の精算による支払を行うこととしています。
23	実施要項 p13 1.3.5委託費の支払い方法 共通仕様書第16条	・(1)公園運営維持管理業務 c)の委託費の確定額の考え方の規定では民間参入のインセンティブが働かないため、事業者の削減努力が利益となる請負契約方式とすべきではないでしょうか。	満足度を初めとする包括的な質を金額に換算することは困難であること、また、天候などにより変動する公園の利用者に応じて、事業者の判断により業務内容が変動する性格の業務であり、当初から業務内容を確定することが出来ないため、委託により実施することとしており、実支出額の精算による支払を行うこととしています。
24	実施要項 p13 1.3.5委託費の支払い方法	・(2)収益施設等管理運営業務に関する施設使用料、土地使用料または建物使用料を改定する場合は、公園管理者と事業者との協議とすべきではないでしょうか。	施設使用料、土地使用料または建物使用料の算定は統一的に運用しており、具体的な算定は、「行政財産を使用又は収益させる場合の取扱いの基準について」(S33.1.7蔵管第1号)に基づき算定しています。
25	実施要項 p13 1.3.5委託費の支払い方法	価格を含めた総合評価方式であるのに、精算報告書をだして精算を求められる。各年度の委託費の確定額は、業務に要した経費の実支出額と各年度の委託費の支払の限度額のいずれか低い額とされてしまう。	満足度を初めとする包括的な質を金額に換算することは困難であること、また、天候などにより変動する公園の利用者に応じて、事業者の判断により業務内容が変動する性格の業務であり、当初から業務内容を確定することが出来ないため、委託により実施することとしており、実支出額の精算による支払を行うこととしています。
26	実施要項 p16 1.3.6費用負担等に関するその他の留意事項	・収益施設について「建物の構造にかかる部分」の定義を明確にすべきではないでしょうか。	収益施設の「建物の構造にかかる部分」の責任分担は、構造が多岐にわたることから、収益施設等運営規定書において、「監督職員と施設等運営者の間で十分に協議のうえ決定するとしています。
27	実施要項 p16 1.3.6費用負担等に関するその他の留意事項	「施設・物品等の修繕」について、国のアセットマネジメントの考え方を示していただきたい。	淡路地区では、開園後10年を迎えたところであり、今後、必要に応じてアセットマネジメント計画の策定を検討する予定です。

「国営明石海峡公園運営維持管理業務民間競争入札実施要項(案)」に対する意見

NO	要項案における該当箇所	ご意見		回答(案)
		ご意見	ご意見	
28	実施要項 p16 1.3.6費用負担等に関するその他の留意事項	「施設・物品等の修繕」に要する費用を価格競争に含めることは、不適切ではないでしょうか。		100万円以下の施設・物品等の修繕については恒常に発生するものであり、本業務においても過年度と同程度の修繕を見込んでいます。
29	実施要項 p16 1.3.6費用負担等に関するその他の留意事項	「施設・物品等の修繕」に必要な費用は、国が自らのアセットマネジメントに基づいた各年度の所要費用を提示するべきと考えます。		淡路地区では、開園後10年を迎えたところであり、今後、必要に応じてアセットマネジメント計画の策定を検討する予定です。
30	実施要項 p18 2.実施期間に関する事項	・期間が3年では短すぎる。5年程度の期間が妥当ではないか。		
31	実施要項 p18 2.実施期間に関する事項	「平成25年4月1日～平成30年3月31日」とされたい。		国営公園運営維持管理業務については、平成22年度に2公園、平成24年度には5公園において、総合評価方式一般競争入札を導入しているところであり、業務の成果を検証しているところです。業務の適正な期間について引き続き確認していることから、今回も3年間の業務として実施することとしています。
32	実施要項 p18 2.実施期間に関する事項	・3年以上(3年3ヶ月)の業務期間ではなく、多くの指定管理者制度のように、国営公園についても5年に拡大した方が事業効果は高まるのではないかでしょうか。		
33	実施要項 p18 2.実施期間に関する事項	本業務の実施期間は以下のとおり、平成25年4月1日～平成28年3月31日の3年間となっている。3年間では新たな投資を行うことが伴う事業や成果が出にくい業務がある。		

●「国営明石海峡公園運営維持管理業務民間競争入札実施要項(案)」に対する意見

NO	要項案における該当箇所	ご意見	回 答(案)
		ご意見	
34	実施要項 p21 3.2企業の業務実績に関する要件	企業の実務実績が、「本業務全体のマネジメント及び企画立案」と、マネジメントと企画立案がひとくくりになっている。これをマネジメントと企画立案を別々の要件とすべきである。 また、総括責任者には業務責任者としての実績が要件のひとつとなっているが、企画立案の業務でも業務責任者となるように項目を増やすべきである。	従来は「本業務の計画立案及びマネジメント業務」と「企画運営管理業務」を分けた構成としていましたが、利用者対応に係る業務の連携を重視し、かつ1名の責任者とすることで業務の効率化を図ることを目的として、「業務全体のマネジメント及び企画立案業務」として1つの業務に統合しました。 なお、統括責任者の業務の経験の幅を広げるため、統括責任者の類似業務の経験として、表8に記載されているとおり、「施設・設備維持管理業務」、「植物管理業務」、「収益施設等管理運営業務」のいずれかの業務で実績があれば、総括責任者になること可能となるよう要件緩和をしているところですが、更に「マネジメント」及び「企画運営管理」の業務の実績も加えることとします。
35	実施要項 p21 3.2企業の業務実績に関する要件	・共同体応募の場合、代表団体を除く構成員については「共同体等の一員(代表者以外)としての実績を認める」とあり、これは再委託の実績も認めるものと解釈していますが、再委託の実績も認めることをわかり易く表現すべきではないでしょうか。	「共同体等の一員(代表者以外)としての実績を認める」とは、代表者としての実績がない共同体の一員でも、業務を確実かつ円滑に執行できる能力がある場合は実績として認めるという意味であり、再委託の実績を認めるという趣旨ではありません。 なお、再委託の実績については、表7の注1にあるとおり、契約書等により内容が明確に確認できる場合については、業務実績に関する要件と認められます。
36	実施要項 p22~24 3.3配置予定者の業務実績に関する要件	・従来の企画運営管理業務の業務責任者の実績は、今回の「①本業務全体のマネジメント及び企画立案業務の業務責任者(総括責任者)」の同種業務の経験年数としてカウントできることをわかり易く表現すべきではないでしょうか。	従来の企画運営管理業務はマネジメントを含まないため、企画運営管理業務の業務責任者の経験のみでは、実施要項表8に示す「本業務全体のマネジメント及び企画立案業務」の業務責任者(総括責任者)の同種業務の経験とはみなされません。ただし、類似業務の経験とすることは適切と考えられますので、「マネジメント」及び「企画運営管理」について、類似業務の実績に加えることとします。

「国営明石海峡公園運営維持管理業務民間競争入札実施要項(案)」に対する意見

NO	要項案における該当箇所	ご意見		回答(案)
		ご意見	ご意見	
37	実施要項 p23 3.3配置予定者の業務実績に関する要件	<p>各種「業務責任者」の配置にかかる要件が、要項や資料によって異なりますので、精査の上、明確にしていただきたい。</p> <p>【例】 (要項P24) 「開園期間中は、上記①～④の業務責任者のうち、淡路地区、神戸地区それぞれに、少なくとも1名以上が勤務する体制をとること。」</p> <p>(別紙P33) 「開園期間中は、第11条1)～4)の業務責任者及び収益施設等運営業務の業務責任者のうち、淡路地区、神戸地区それぞれに少なくとも2名以上が勤務する体制とすること。」</p> <p>(別紙P139) 「開園期間中は、維持管理業務の業務責任者及び収益施設等運営業務責任者のうち、少なくとも2名以上が勤務する体制とすること。」</p>		ご指摘をふまえ、業務責任者の体制について、明確化するよう修正いたします。
38	実施要項 p23 3.3配置予定者の業務実績に関する要件	淡路地区、神戸地区それぞれに「業務責任者」が勤務する体制をとることとなっていますが、どちらかの地区に一人勤務し、他方は「業務に精通した者」で良いのではないか。		ご指摘をふまえ、実施体制の記載内容を修正いたします。
39	実施要項 p24 3.2企業の業務実績に関する要件	企画書提出時に雇用関係のない業務責任予定者に関し、念書等の提出は、いつまでに必要となるのか、明記する必要があると思います。		申請書類提出時に入札参加を行う企業(共同企業体を構成する企業を含む)と雇用関係がない業務責任者については、申請書類提出時に念書を提出する必要がありますが、公告の際にはその旨を明記します。
40	実施要項 P24 3.3配置予定者の業務実績に関する要件	・総括責任者及び業務責任者を変更するのは「病気・死亡」に限定されているように見受けられるため、この「病気・死亡」の例示は削除すべきではないでしょうか。		「包括的な質」及び「個別業務の質」を達成していくためには、総括責任者と各業務の業務責任者が一体となって業務を進めて行く必要があります。そのため、企画書に関するヒアリングでは、総括責任者及び業務責任者に対して、提案の実現可能性等を確認し、評価項目の得点に反映させることとしており、両者の責任は極めて大きいことから、「病気・死亡等の事情によりやむを得ない場合は、当初の者と同等以上の者であれば事業者と国との協議によって変更が可能」と記述しています。
41	実施要項 p32 5.1事業者決定にあたっての質の評価項目の設定	・企画提案で記載すべき項目を規定しすぎている。 ・特に、「提出様式2-2-1～2-2-12」においては、基本方針と5つの企画提案をA42枚に記載しなければならず、内容を十分に記述するには紙面が足りない。 ・事業者が独自の提案を表現できるような企画提案とすべき。		提案項目については、国営公園の維持管理を適正に行うにあたり必要な項目を設定しており、当該枠組みの下で、ご提案頂きたいと考えております。なお、入札参加者による提案については、「従来の実施方法に対する改善提案」で受けることとしています。

「国営明石海峡公園運営維持管理業務民間競争入札実施要項(案)」に対する意見

NO	要項案における該当箇所	ご意見		回 答(案)
		ご意見	ご意見	
42	実施要項 p32 5.1事業者決定にあたっての質的評価項目の設定	・提案項目審査が細分化し過ぎており、入札参加者独自の新たな提案がしにくいため、提案項目を大きくしたり、入札参加者の裁量による提案項目を設けてもよろしいのではないか。		提案項目については、国営公園の維持管理を適正に行うにあたり必要な項目を設定しており、当該枠組みの下で、ご提案頂きたいと考えております。なお、入札参加者による提案については、「従来の実施方法に対する改善提案」で受けることとしています。
43	実施要項 p35 5.2.1事業者の決定方法	・調査基準価格が「予定価格の10分の6」という根拠は何ですか? ・予定価格の10分の6は、安すぎると思います。 ・例えば、最低基準価格を適正額に設定し、それ以下は失格、または低価格の場合は、技術提案書の得点を1/2にするなどのペナルティを課すなど、低価格競争にならない手立てが必要です。		役務発注であることから、「予算決算及び会計令第85条の基準の取扱いに関する運用について」に基づき、低入札者は役務調査基準価格(予定価格の60%)を下回ったものとしています。 なお、今回の運営維持管理業務より業務評定の項目を追加し、次回以降の入札時における評価事項の一つとすることとしております。
44	実施要項 p35 5.2.2総合評価の方法	・評価に対する価格のウエイトが大きすぎる。 ・技術点を重点的に評価すべき。 ・公園管理において、公園管理費の削減努力を行ってきており、更なるコストの削減よりも、企画提案内容を重視すべき。 ・価格を重視しない方策として、総合評価方式ではなく、「プロポーザル方式」とする方が適切ではないか。		国営公園運営維持管理業務については、平成22年度に2公園、平成24年度には5公園において、総合評価方式一般競争入札を導入し、総合評価の価格点:技術点の割合を1:2としているところです。現在3年目の業務を実施し、業務の成果を検証しているところであり、今回実施する12公園の業務成果等を踏まえて検証していくこととしていることから、今回も1:2として実施することとしています。
45	実施要項 p35 5.2.1事業者の決定方法	・調査基準価格が「予定価格に6/10を乗じて得た額」とされているが、ダンピング対策のためにも請負工事と同様に、7/10~9/10の範囲に改めるべきではないでしょうか。		役務発注であることから、「予算決算及び会計令第85条の基準の取扱いに関する運用について」に基づき、低入札者は役務調査基準価格(予定価格の60%)を下回ったものとしています。 なお、今回の運営維持管理業務より業務評定の項目を追加し、次回以降の入札時における評価事項の一つとすることとしております。
46	実施要項 p35 5.2.2総合評価の方法	・総合評価の価格点:技術点の割合が1:2となっていますが、提案項目審査の内容から、質的要件の比重が非常に大きくなっているため、価格点:技術点の割合は1:3にすべきではないでしょうか。		国営公園運営維持管理業務については、平成22年度に2公園、平成24年度には5公園において、総合評価方式一般競争入札を導入し、総合評価の価格点:技術点の割合を1:2としているところです。現在3年目の業務を実施し、業務の成果を検証しているところであり、今回実施する12公園の業務成果等を踏まえて検証していくこととしていることから、今回も1:2として実施することとしています。
47	実施要項 p35 5.2事業者決定にあたっての評価方法	落札者の決定方法に、現在の管理運営事業者に対する事業評価は、反映されていない。(意見に対する理由) 現在の管理運営事業者に対するに対する事業評価を、事業者決定に加えて評価してほしい。		これまでの運営維持管理業務においては、業務評定の項目がなかったため、今回の落札者決定方法に業務評定を反映させることはありませんが、今回の運営維持管理業務より業務評定の項目を追加し、次回以降の入札時における評価事項の一つとすることとしております。

「国営明石海峡公園運営維持管理業務民間競争入札実施要項(案)」に対する意見

NO	要項案における該当箇所	ご意見		回答(案)
		実施要項	別紙資料	
48	全般	・現受託者の意見を聴取して、実施要項に反映する仕組みとすべきではないでしょうか。		パブリックコメントの中で、現受託者も意見を提出することが可能です。
49	p4 主要建築物一覧 p14 2.2今後の運営 維持管理の基本 方針	神戸地区の主要建築物に関して、農家の主屋、あいな亭、相談が辻の家などの施設が、どのような使用を想定して設置されたものか、明確にする必要があると思います。 主要建築物について、施設内容が把握できる平面図等の提示が必要と思います。		主要建築物の施設内容については平面図を公告時に示します。 各施設については、運営維持管理基本方針(案)に沿う使用であることが必要です。
50	p11 2.2今後の運営 維持管理の基本 方針	神戸地区では、ボランティア団体の公募もされるということで、積極的な活動を想定されているよう見受けられましたが、自由度が無く、楽しみながら活動できるように思えない。 ボランティア活動は、達成感とともに楽しみがなければ長続きしないと思うがいかがか?		国営公園内で行うことから、公園の目的や趣旨をご理解いただいた上で活動いただくことを考えています。
51	p14 イベントリスト ?	淡路地区的イベントリストはありますが、神戸地区のイベントリストも公開してください。		神戸地区は現在未開園ですが、試行的に実施しているイベントについては、公告時に添付します。
52	p15 2.2今後の運営 維持管理の基本 方針	・「あいな里山参画団体運営協議会」とは、どんな組織(目的、構成メンバー、活動内容等)ですか? ・事業者は、「あいな里山参画団体運営協議会」に対して何をしなければならないのですか?		「あいな里山参画団体運営協議会」は、現在神戸地区内で活動している市民団体がつくられた協議会です。 調整・支援内容については、個別仕様書【本業務全体の企画立案及びマネジメント業務】第1編第2章に記載している事項を想定しています。
53	p19 運営維持管理の 重点事項	「運営維持管理の重点事項」にある「総合福祉ゾーン」「しあわせの村」等の周辺施設との密接な連携」の部分に関し、 ①しあわせの村においては、総合福祉ゾーンとしての理念のもと、高齢者や障がい者の自立や連帯を目指した取り組みとして、例えば、園地内の清掃・ゴミ拾い作業、除草作業や農作物の栽培作業等について高齢者や障がい者の就労支援に配慮した運営がなされているところである。障がい者の就労支援については社会的な課題ともなつておらず、明石海峡公園においても誰もが利用できる公園、誰もが利用しやすい公園とすることに加えて、その管理についても隣接する同施設の理念に歩調を合わせて、できる限り同様に行うことが、運営維持管理の重点事項としてあげられている「緊密な連携」に含まれることを明示する必要があるのではないか。また、そのことを評価項目の要素としても具体的に取り入れるべきではないか。 ②また、公園の管理運営上の「密接な連携」の観点や、道路交通の円滑化、来園時の事故防止のために、しあわせの村の白川口から藍那方面への園内道路の通行について、業務用や送迎バス用に、暫定供用する必要があるのではないか。		①周辺施設(総合福祉ゾーン「しあわせの村」等)との緊密な連携をもって、国営公園の質的向上や、公園利用者へのサービス向上等を図り、周辺施設との相乗効果等を期待するものです。 ②送迎バス等の臨時の利用については隣接する「しあわせの村」との調整が必要です。

「国営明石海峡公園運営維持管理業務民間競争入札実施要項(案)」に対する意見

NO	要項案における該当箇所	ご意見	回 答(案)
		ご意見	
54	別紙資料 p21 共通仕様書・個別仕様書全般	・業務報告等において、書面での提出などを求めている項目が多いため、提出資料の簡略化・簡素化が必要である。	平成23年度に実施した市場化テストにおいて、安全、衛生面の確保等に必要な最小限のものだけ個別仕様書において提出を求め、それ以外は共通仕様書において提出を求めることがとし、一部見直しを行ったところです。提出書類の種類については、委託内容の実施状況を確認するため必要であると考えております。
55	別紙資料 p34 共通仕様書第16条	項目の整理及び簡素化を図られたい。	
56	別紙資料 p46 共通仕様書第33条	事業者固有のノウハウに係る事項を引き継ぎ対象とすることはおかしいのではないかでしょうか。 例えば、「マスコミ等の連絡方法及び連絡先等、マスコミとの連携に関する事項」を引き継ぐとあります、これは事業者が確立した連携であって、引き継ぐ事項ではないと考えます。	事業者の知的財産に関わる部分については引き継ぎ対象とはしていませんが、国営公園維持管理を継続的に運営していくため、マスコミ等の連絡方法等第33条に記載された事項は、必要な引き継ぎ範囲であると考えられます。
57	別紙資料 p50～ 個別仕様書全般	・個別仕様書が細かな部分まで設定され過ぎており、事業者側の創意工夫が發揮できないため、もっと緩和すべきではないでしょうか。	個別仕様書については、国営公園の維持管理を適正に行うにあたり必要な項目を設定しており、その枠内で事業者の創意工夫を発揮して頂きたいと考えております。
58	別紙資料 p59 共通仕様書第19条、20条	平成25年度以降も既存の市民団体活動が継続される前提で企画提案を検討すればよいのか、明確にする必要があると思います。 神戸地区における調整者(コーディネーター)は、事業者とは別の第三者をそれにあてるという意味か、事業者の中にその担当者を置くという意味か、明確にする必要があると思います。 文中に、「第22条の公募」とありますが、これは国において新たな市民団体活動を公募するという意味か、明確にする必要があると思います。また、活動する市民団体数の増減によって、事業者が行う維持管理作業等が増減した場合、これらが委託費に反映されるものなのかどうか、明確にする必要があると思います。	平成25年度の活動団体は、国が参画団体を公募します。このため、現在活動いただいている市民団体においても、応募していただき審査することになります。管理の区分等については、事業者と市民団体間で調整していただくことを想定しています。 コーディネーターは、事業者の中に事業期間中専任とすることを想定しています。 市民団体が活動するエリアも含めて本業務の対象となります。 なお、参画団体数によって委託契約の金額が変動するとは考えていません。
59	別紙資料 p60 個別仕様書第23条	・「コーディネーター」は、「専任」の必要がありますか。 ・「コーディネーター」の資格要件があれば教えてください。	コーディネーターは、事業期間中専任とすることを想定しています。なお、資格要件はありません。
60	別紙資料 p63 個別仕様書第37条	ため池等施設が、利用者の利用を前提としたものなのか、その場合、想定される利用方法は具体的にどのようなものなのか、明確にする必要があると思います。 ため池等施設の転落防止対策がどのようにとられているのか明確にする必要があると思います。	ため池は主に自然観察での利用を想定しています。 一部のため池には、主にロープ柵の設置を予定しています。
61	別紙資料 p99～p118 個別仕様書(植物管理)全般	神戸地区的芝生、中低木、高木、林地、草地等の面積、樹種、規格、本数等の基礎的なデータを提示する必要があると思います。	ご意見を踏まえ、淡路・神戸地区について面積等を追加いたします。

「国営明石海峡公園運営維持管理業務民間競争入札実施要項(案)」に対する意見

NO	要項案における該当箇所	ご意見		回答(案)
			ご意見	
62	別紙資料 p109 個別仕様書第27条 別添資料p175	<ul style="list-style-type: none"> ・神戸地区の林地管理について、別紙P109～110の植生ごとに面積を教えてください。(ハンノキ林、アカマツ林、コナラ低林、コナラ高林、常緑樹林、スギ林、竹林の各面積) ・別添P175 神戸地区林地管理区域図の「林地」がどこにあたるのか、凡例「林地」がわかりません。 	ご意見を踏まえ、淡路・神戸地区について面積等を追加いたします。	
63	別紙資料 p122 管理運営規定書	<p>駐車場等の収益施設について、施設運営を行わない期間についても施設使用料を収める必要があるのでしょうか。あるいは、使用しない区域についても施設使用料を収める必要があるのでしょうか。</p> <p>必須施設の駐車場であっても、例えば土日祝日は有料で、平日は無料とするような運用が認められるのでしょうか。また、無料期間については施設使用料を免除するようなことが考えられるのでしょうか。</p>	施設使用料、土地使用料または建物使用料の算定は統一的に運用しており、具体的な算定は、「行政財産を使用又は収益させる場合の取扱いの基準について」(S33.1.7蔵管第1号)に基づき算定しています。	
64	別紙資料 p122 管理運営規定書	対象となる収益施設について、「当該施設の運営を行わない場合も、第14条に定める当該施設に係る施設使用料を収める必要がある。」とされていますが、使用施設や数量に応じて支払うようにすべきではないでしょうか。		
65	別紙資料 p135 管理運営規定書	「収益施設等管理運営規定書(案)第17条において、「再委託を受けた業務受託者は、入札書の受領期限の日から開札の時までの期間に、近畿地方整備局長から指名停止を受けていないこととする。」とあります。この記述から推察すると、再委託を行おうとする相手方は、近畿地方整備局の入札参加者資格を有している必要がありますか。	近畿地方整備局の入札参加資格を有している必要はありませんが、指名停止を受けている業者には再委託することはできません。	
66	別紙資料 p160 管理運営規定書 別添188,189	駐車場の管理において、「駐車場内にある植栽地の植物管理を行うこと。」と定めて、収益施設使用料対象面積に植栽地が含まれているが、この植栽面積は、使用料対象面積から除外していただきたい。	駐車場の植栽地は、駐車場を使用するお客様以外は利用しないため、収益施設運営業務とすることが適当と考えています。	
67	別紙資料 p371 収益施設運営計画書	収益施設管理運営計画作成が必要な対象施設に船遊施設がありませんが、提案の必要はないのでしょうか。	ご意見を踏まえ、様式を改めます。	
68	別紙資料 共通仕様書・個別仕様書全般	<ul style="list-style-type: none"> ・共通及び個別仕様書において定められている膨大な提出書類について、効率化的観点から履行確認に必要な出来高数量関係の書類に絞るべきではないでしょうか。 	平成23年度に実施した市場化テストにおいて、安全、衛生面の確保等に必要な最小限のものだけ個別仕様書において提出を求め、それ以外は共通仕様書において提出を求めることとし、一部見直しを行ったところです。提出書類の種類については、委託内容の実施状況を確認するため必要であると考えております。	
69	別添資料 p111～115 ボランティア活動規約 活動団体活動位置図	・林地管理は、ボランティアでも活動されていますが、今後もボランティアの作業協力を得て、管理水平を達成する、ということでいいですか。	平成25年度の活動団体は、国が参画団体を公募します。このため、現在活動いただいている市民団体においても、応募していただき審査することとなります。その上で今後もボランティアの作業協力を得て、維持管理を行うことを予定しています。	
70	別添資料 p114	活動団体活動位置図に示される(着色された)活動区域については、基本的に市民団体活動により植栽等の維持管理が行われていると考えればよいのでしょうか。そうでない場合、事業者側でどの程度の維持管理作業が発生すると考えればよいのでしょうか。	管理の区分等については、事業者と市民団体間で調整していただくことを想定しています。	

「国営明石海峡公園運営維持管理業務民間競争入札実施要項(案)」に対する意見

NO	要項案における該当箇所	ご意見		回 答(案)
		ご意見	ご意見	
71	別添資料 p183,187	植物管理区域図の草花区域と、水田区域・湿地区域が重複していますが、どちらか一方の管理区域として表示すべきではないかと思います。		ご意見を踏まえ、修正いたします。
72	-	基本テーマやコンセプトに掲げているイメージがどう実現されるのかわからない。兵庫県下では指定管理者制度が導入され公園が運営されているところが多いが、国営明石海峡公園は指定管理者制度とは異なるのか?		基本テーマやコンセプトに沿った整備、運営維持管理を進めていくこととしています。本業務は、委託契約により行う業務であり、指定管理者制度とは異なります。”